

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
業務継続計画策定の有無	※共通必要書類のみ
時間延長サービス体制	※共通必要書類のみ ※合わせて時間延長サービス体制に係る内容を運営規程に追加するための変更届が必要です。
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)	※(Ⅰ)⇒(Ⅱ)の場合は共通必要書類のみ ※合わせて入浴介助サービスに係る内容を運営規程に追加すること、入浴設備の増築に係る設備及び専用区画の変更届が必要です。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 外部のリハビリテーション事業所等と連携していることが確認できる契約書等の写し
個別機能訓練加算	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(機能訓練指導員未提出分)
ADL維持等加算[申出]の有無 【認知症対応型通所介護】	※共通必要書類のみ(※LIFEへの登録が必要)
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
栄養アセスメント・栄養改善体制	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格証等の写し(管理栄養士未提出分) ③ 外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、連携していることが確認できる契約書等の写し ※栄養アセスメント加算を算定する場合はLIFEへの登録が必要
口腔機能向上加算	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を従業者全員分で作成) ② 資格者証の写し(言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員未提出分) ※(Ⅱ)を算定する場合はLIFEへの登録が必要
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFEへの登録が必要)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-3) ② 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式2) ② 変更に係る届出書(別紙様式4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

2 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 研修の実施計画又は実施記録
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

3 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)	